

幕張メッセ 主催者用短期広告のご案内



株式会社 幕張メッセ

〒261-8550 千葉県千葉市美浜区中瀬 2-1

TEL: 043-296-0001 (代表)

<http://www.m-messe.co.jp/>

平成 29 年 6 月 改訂

1. 概要

- イベント用広告とは、催物の出展企業・団体等の営業に繋がる掲示物のことをいいます。
- 幕張メッセを利用する催物主催者が利用期間内に限り掲出することができます。
- 主催者（施設申込者）からの利用申込みに基づき、(株)幕張メッセが設置場所及び広告内容を審査したうえで、有料で設置することができます。

2. 広告掲出場所

- 屋内共用部については、原則利用展示ホール前の共用部に限ります。
- 中央エントランス及び利用展示ホール前以外の屋内共用部については、他催物主催者の同意が得られた場合のみ設置することができます。
- 屋外共用部については、他催物との調整をしたうえで設置することができます。

3. 広告料金

- ① 既存施設及び仮設設置物へ広告を掲出する場合
 - ・ 1 催物（掲出期間 1 週間まで）につき、掲出面積 1 m²あたり 5,000 円（税別）
 - ・ 1 箇所の広告の掲出面積が 1 m²未満の場合、最低面積 1 m²として計算。
- ② 仮設モニター等による広告掲出（静止画）及び放映（動画）の場合
 - ・ 1 催物（掲出期間 1 週間まで）につき、広告社数×画面面積（m²）×5,000 円（税別）
 - ・ モニター 1 台あたりの画面面積が 1 m²未満の場合、最低面積 1 m²として計算。

※ 1 週間を超える場合は、以後 1 週間ごとに上記金額が必要となります。

※ 両面広告の場合は、片面ごとに上記金額が必要となります。

※ 上記広告料には製作費等の費用は含まれておりません。

4. 申込み方法

- ① 主催者（施設申込者）からの申し込みのみ受付します。出展者等からの利用申込みは、一切受け付け致しません。
- ② 「イベント用広告申込書」に必要事項を記入し、以下の書類を添付してお申込みください。申込書については、催物担当者にお問い合わせください。
 - ・ 広告一覧表（サイズ、面積、数量が入ったもの）
 - ・ 広告意匠図（サイズが入ったもの）
 - ・ 設置図面（全体図及び詳細図）
- ③ 申込期限：施設利用開始日の 3 週間前（必着）

5. 広告内容及び注意事項

- 原則、出展企業・団体以外の広告掲出はできません。
- 屋外共用部については、催物名・ブースの小間番号等の表示をする場合に限り設置できます。
- 広告主及び広告内容については、「千葉県広告掲載基準」を満たしたものとしてください。
※千葉県広告掲載基準は3-4ページをご確認ください。
- 広告内容が当初の利用申込みと異なる場合等、(株)幕張メッセから掲出の差し止め、または撤去を求める場合により発生する損害等については、(株)幕張メッセは一切の責任を負いません。

*千葉県広告掲出基準

(趣旨)

1 この基準は、千葉県広告事業実施要綱第4条第2項に規定する広告事業の範囲にかかる基準について定める。

(業種又は業者)

2 次のいずれかに該当する業種又は業者の広告は掲出しない。なお、広告の掲出中に、これらに該当するに至った場合も同様とする。

(1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの又はこれに類するもの

(2)貸金業、割賦購入あっせん業、投資業又は商品先物取引業に関するもの

(3)たばこに関するもの

(4)ギャンブルに関するもの(宝くじに関するものを除く。)

(5)法律の定めのない医療類似行為を行うもの

(6)一般競争入札の入札参加資格の停止及び指名停止措置を受けているもの、並びに、違法又は不適当な行為による不利益処分を受けている期間にあるもの

(7)社会問題を起こしている業種や事業者

(8)県税の未納のある者

(掲出できる広告内容に関する基準)

3 次のいずれかに該当する広告は掲出しない。

なお、広告の掲出中に、これらに該当するに至った場合も同様とする。

(1)法令等により製造、販売等することができない商品、許可等を受けていない商品、粗悪品その他掲出することが不適当と認められる商品又はサービスを提供するもの

(2)公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの

(3)青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

ア 著しく性的感情を刺激するもの

イ 著しく粗暴性、残虐性又は犯罪を誘発する性質を有するもの

(4)美観風致を害するおそれがあるもの

(5)差別等人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(6)他の者の名誉毀損、著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの

(7)男女共同参画の視点に照らして不適切なもの

ア 男女双方を念頭に置いていないもの、男女の偏りがあるもの

イ 男女の固定的な見方にとらわれているもの

ウ 男女を公平に扱っていないもの

(8)宗教団体の教義をひろめることを目的とするもの、又はそのおそれのあるもの

(9)宗教団体の儀式行事にかかるもの

- (10) 宗教団体の信者の教化育成にかかるもの
- (11) 公職の候補者(当該公職にある者及び当該公職の候補者になろうとする者を含む。)の選挙運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (12) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの又はそのおそれがあるもの
- (13) 特定の公職の候補者(当該公職にある者及び当該公職の候補者になろうとする者を含む。)を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの又はそのおそれがあるもの
- (14) 社会問題についての主義主張、意見広告に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (15) 広告の内容を、県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
- (16) 非科学的または迷信に類するもので、県民を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (17) 消費者の利益及び公正な競争を妨げるおそれのあるもの
 - ア 誇大または虚偽のおそれのあるもの
 - (ア) 取引における条件などを明記しないで、実際よりも著しく優良または有利であるかのように表現しているもの
 - (イ) 競争関係にある他の事業者のものよりも著しく優良であるかのような表現であるもの。(比較及び優位性を表現する場合、確実な裏づけを示すこと)
 - (ウ) その他消費者に誤認されるおそれのあるもの
 - イ 投機、射幸心をあおるもの
 - ウ 社会的に認められていない資格、認可などを使用し、権威づけているもの
 - エ その他消費者に誤認されるおそれのあるもの
- (18) 個人の名刺広告
- (19) その他、広告として掲出することが適当でないと思われるもの